

青森県海区だより

発行 7月13日 (第4号)

〒030-8570

青森市長島1-1-1

青森県海区漁業調整委員会事務局

TEL 017-734-9851

FAX 017-734-8166

e-mail Kaiku@pref.aomori.lg.jp

HP http://www.pref.aomori.lg.jp/kaiku/

7月に開催された委員会

東部海区漁業調整委員会

- ・開催月日：7月7日
- ・議案：第1号 会長の互選について
第2号 秋さけはえなわ漁業制限に係る委員会指示の発動について
- ・結果：第1号 新会長に川口克忠委員を互選(公選 小田野沢漁協理事)
第2号 原案どおり委員会指示を発動することに決定

全国海区漁業調整委員会連合会の動き

去る6月14日に山口県で開催された全漁調連事務局長会議において、全国の海区委員会の活動状況に関するアンケート調査結果が報告されました。主なものを以下に紹介いたします。

1 活動状況・開催回数(回答：71海区)

海区	回数	諮問答申	建議	裁定	指示	認定	報告	公聴会
青森	12	7	0	0	12	0	0	1
最多海区	18	13	1	1	12	17	49	4
次最多同	15	13	1	0	12	4	48	4
最小海区	1	0	0	0	0	0	0	0
平均	6.9	4.7	0.1	0	2.7	0.4	12.9	0.6

2 委員会の活性化に関する取組状況(回答：20海区)

- ・隣接県の海区委員会との交流会の開催
(水産動植物に関する研究報告など漁業調整以外も積極的に取上げ、活発な情報交換を実施)
- ・委員会終了後に指示内容に関する現状、問題点等についての委員勉強会を開催。また、指示に係る漁業調整には極力小委員会の委員の臨席を心がけている。
- ・議題についての問題点を整理し、審議しやすい資料の作成に努めている。
- ・委員会のホームページに開催状況、委員会指示の内容を掲載し、周知に努める外、「海区だより」を発行し広報に努めている。(青森)

3 委員報酬についての動き(回答：15都道府県)

- ・H18.4.1改正

		改正前	改正後
A海区	会長月額	60,000円	59,000円
	委員月額	46,000円	45,000円
B海区	会長月額	30,000円	27,900円
	委員月額	27,000円	25,100円

4 委員定数に関する動き(回答：2都道府県)

- ・次期(第19期)の委員改選時に定数削減を想定している。

西部海区(日本海沖合海域)のまぐろはえなわ漁業について

本年6月23日付で標記の委員会指示が発動されたことにより、総トン数20トン未満の動力漁船によりまぐろはえなわ漁業を操業する者は、青森県西部海区漁業調整委員会に届出が必要となりました。

同海域での秩序ある操業のため、委員会指示の遵守・指導方をお願いします。指示の詳細は海区HPの県報又は直接事務局までお願いします。

コイヘルペスウイルスに関するお願い

本県でも鮎釣りが解禁になるなど、水が温み、太公望達が待ち望んだ時期になりましたが、去る6月21日に弘前市土淵川で採取されたニシキゴイからコイヘルペスウイルスが検出されました。

土淵川が含まれる岩木川水系及び馬淵川には、既に委員会指示により「コイの持ち出しの禁止、放流の制限及び遺棄の禁止」が制限されています。水温が上がるこれからの時期、河川、湖沼などでコイのへい死を見かけた場合は県の関係機関へ連絡をしていただくとともに、委員会指示の遵守・指導方よろしくお願いたします。

関係漁業法一口メモ

(海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示)

漁業法第67条 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

漁業を規制する法令としては、漁業法、水産資源保護法及びこれらに基づく命令等があるが、これら法令はその性格上、一般的固定的な制限又は禁止について、それぞれの法令の体系の枠内で個別に漁業を規制している。したがって、そこでなされる制限や禁止の間の調整が困難の場合も予想され、漁業調整が円滑になされない危険性がある。そこで、この間隙を補完する意味で、海区漁業調整委員会が漁業調整上必要と認めるときは、関係者に対して指示権を発動して漁業調整の円滑化を図ろうというのが本条の趣旨である。(「新編 漁業法詳解」成山堂書店 より)

お知らせ

1 東部海区委員会委員(補充)の選任

新田前会長死去に伴い、県は川端昭治氏(尻芳漁協組長)を委員として選任(任期：平成18年7月1日～平成20年8月14日)し、7月7日副知事より辞令を交付しました。



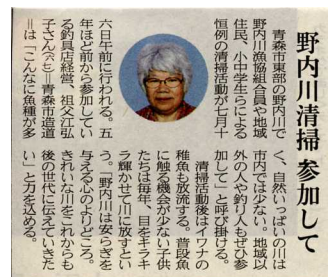
写真左：蝦名副知事から辞令交付を受ける川端委員

写真右：左から奈良岡水産局長、川端委員、蝦名副知事、田中海区局長、天野GL

2 内水面関係(河川清掃)

青森市野内川で地域住民等による河川清掃活動及びイワナの稚魚放流が行われます。

清掃参加を呼びかける新聞記事
東奥日報紙(6/25)より



野内川清掃参加して
青森市東部の野内川は、自然豊かな川は野内川漁協が地域住民、小中學生らによる清掃活動が毎年、加して呼ばれる。清掃活動はアザの稚魚も放流する。普賢魚に触る機会が少ない子供たちは毎年、目をキラキラ輝かせて川に放す。六日前に行われる。五、野内川は安らぎを年ほど前から参加して、与えるのほど。る釣具店経営、現を私、きれいな川をこれらも子でん、青森市道、後の世代に伝えてきた川は、こんな魚種が多いよ方を込める。